

# **災害時における医薬品等供給マニュアル**

## **【暫定版】**

**愛知県健康福祉部保健医療局医薬安全課**

**平成29年3月10日**

## 目 次

### <本文>

1	はじめに -----	1
2	災害時における医薬品等の確保、供給の基本的な考え方 -----	1
3	本県における災害時医薬品等の確保 -----	4
4	災害時医薬品等の供給体制 -----	5
5	災害時医薬品等の供給手続き -----	6
(1)	災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）編 -----	6
(2)	医療救護所、医療機関等（(1)を除く）編 -----	8
(3)	市町村編 -----	10
(4)	地域災害医療対策会議設置保健所編 -----	12
(5)	県災害医療調整本部（医薬安全課）編 -----	14
(6)	医薬品等販売業者、備蓄拠点編 -----	16
6	県域での調達ができない場合の対応 -----	19

### <参考資料>

【資料 1】	災害時における医薬品等の供給要請ルート及び連絡先 -----	20
【資料 2】	二次医療圏別保健所の連絡先一覧 -----	21
【資料 3】	災害用備蓄医薬品等の備蓄拠点配置図 -----	22

### <別表>

【別表 1－1】	備蓄品目（医薬品） -----	23
【別表 1－2】	備蓄品目（医療機器） -----	25
【別表 2】	備蓄品目（衛生材料等） -----	26
【別表 3】	医療用ガス -----	27
【別表 4】	歯科用品 -----	28
【別表 5】	災害用医薬品等供給要請セット -----	29

### <様式>

【様式 1－1】	供給要請様式（FAX送受信用） -----	31
【様式 1－2】	供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用） -----	33
【様式 2－1】	納入様式（納入先手渡用） -----	35
【様式 2－2】	納入様式（業者控え） -----	36
【様式 3】	納入報告様式（県報告） -----	37

## 1 はじめに

愛知県では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓と現地での活動経験を踏まえ、愛知県地域防災計画に基づき、平成8年度より大規模災害発生時における医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）のランニング備蓄（流通在庫に上乗せした備蓄）を実施しています。

この備蓄品目は、他の地域からの供給が期待できない大規模災害発生後3日間において緊急性の点で優先度の高い「外傷等用」を主とした医薬品等としています。しかし、東日本大震災では、高血圧や糖尿病等の慢性疾患の治療薬等が不足したという問題点が挙げられたことから、より幅広い種類の医薬品等を災害時に速やかに供給できる体制を確保するため、従来の備蓄に加えて、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合及び愛知県医療機器販売業協会と平成25年8月に協定を締結しました。

なお、医薬品等の供給や服薬指導等への協力については一般社団法人愛知県薬剤師会と、医療ガス・歯科用品の供給についてはそれぞれ一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部、東海歯科用品商協同組合愛知県支部と協定を締結しています。

また、医療救護活動の全般に関して、本県ではその調整を円滑に行うため「災害医療コーディネーター」を設置しており、二次医療圏を基本とする各地域で、医療チーム等の配置や患者の搬送、必要な医薬品等の調達などについてコーディネート機能が発揮できるよう、保健所に「地域災害医療対策会議」を設置する体制を、さらに、この二次医療圏ごとの医療提供体制を支援するとともに、圏域を越えて全県的にコーディネートする県レベルでの調整機関として、県災害対策本部のもとに「災害医療調整本部」を設置する体制を構築しています。

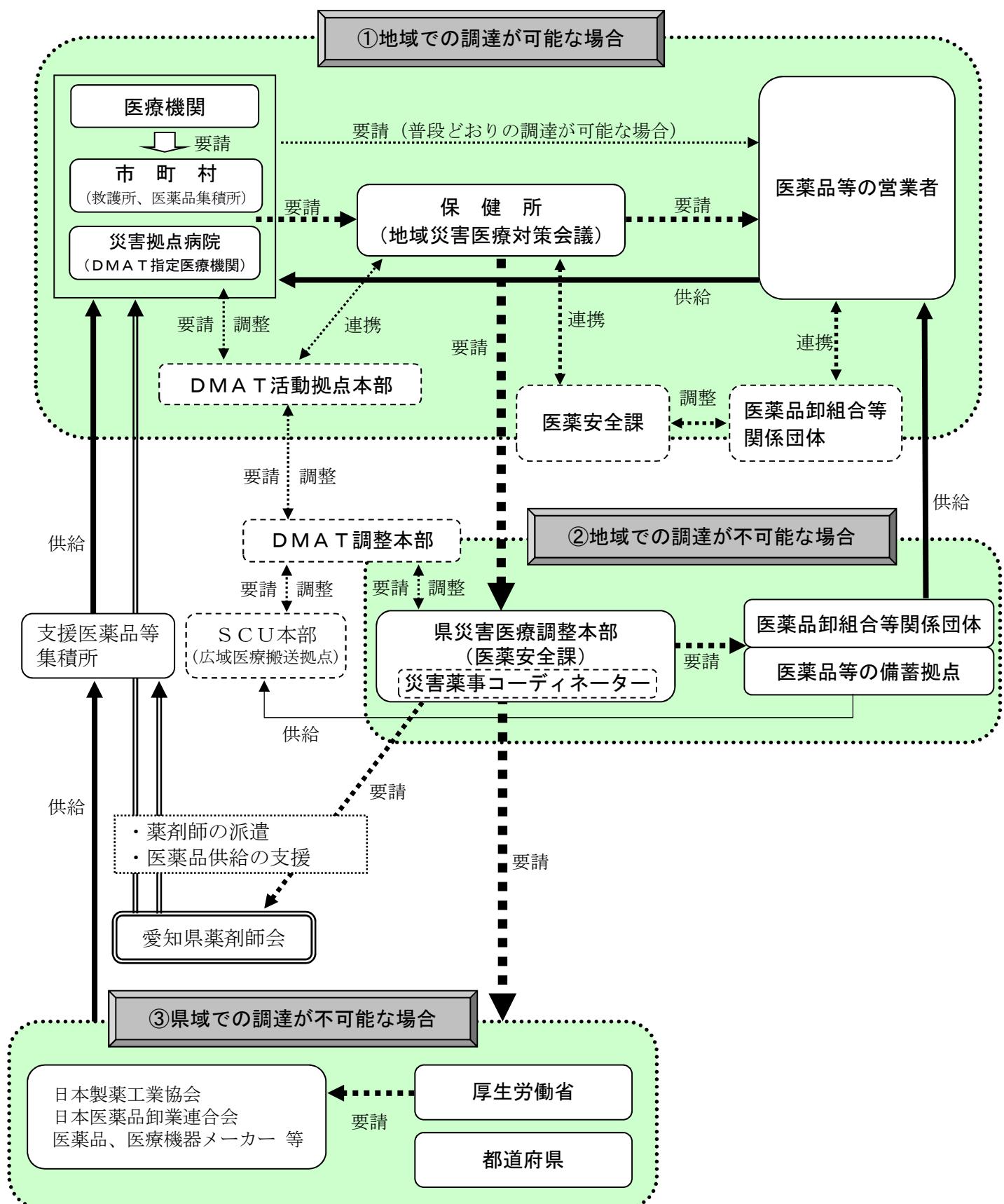
これらを踏まえ、従来の災害時における医薬品等供給対策を見直し、「災害時における医薬品等供給マニュアル」を作成しました。

## 2 災害時における医薬品等の確保、供給の基本的な考え方

- (1) 各市町村及び災害拠点病院等は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用に必要な医薬品等の備蓄を行う。
- (2) 医薬品等の供給について、平常時と同様に医療機関と医薬品等販売業者の間で供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。
- (3) 発災後の医療救護活動に必要な医薬品等は、可能な限り最寄りの医薬品等販売業者から調達することとし、災害の状況等により不足する場合は、災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）を除く医療機関等は市町村へ医薬品の調達を要請する。
- (4) 市町村は、可能な限り自らが備蓄している又は調達した医薬品等で対応する。
- (5) 保健所は、発災後、管内の医薬品等販売業者の被害状況等を速やかに把握する。
- (6) 市町村、災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）における医薬品等の調達が不能又は医薬品等が不足する場合であって、地域災害医療対策会議設置保健所が市町村、災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）から医薬品等について調達の要請を受けた場合、同保健所は医薬安全課に連絡するとともに、可能な限り圏内で融通等の調整や医薬品等販売業者から調達を行う。

- (7) 地域災害医療対策会議設置保健所は、圏内の医薬品等販売業者からの供給等が不能である場合は、県災害医療調整本部（医薬安全課）に供給を要請する。
- (8) 災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）は、D M A T が主導している場合等、D M A T 活動拠点本部を通じたルートで医薬品等の供給を要請することもできる。
- (9) 県災害医療調整本部（医薬安全課）は、発災後、県内の医薬品等販売業者の被害状況等を速やかに把握するとともに災害薬事コーディネーターの意見を踏まえ、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部、東海歯科用品商協同組合愛知県支部に対し必要となる医薬品等の供給を要請する。
- (10) 医薬品等の費用については、その医薬品等の供給を受けた市町村又は医療機関等が支払う。

## 災害時における医薬品等の供給要請ルート（概要）



## 災害時における医薬品等の供給要請ルート及び連絡先【資料 1】

## 二次医療圏別保健所の連絡先一覧【資料 2】

### 3 本県における災害時医薬品等の確保

#### (1) 備蓄委託に基づく確保

備蓄医薬品等の品目は、大規模災害発生後 3 日間の医療救護活動に必要な、「外傷等用」を主とした医薬品等であり、東海・東南海連動型地震による負傷者数を想定の上、備蓄拠点にランニング備蓄（業者の通常の在庫に必要量を上乗せして備蓄するもの）している。

関係団体 (委託先)	備蓄拠点	供給する品目 (備蓄品目)
愛知県医薬品 卸協同組合	アルフレッサ株式会社名古屋西事業所（名古屋市中川区） アルフレッサ株式会社愛知物流センター（一宮市） 株式会社スズケン江南物流センター（江南市） 株式会社メディセオ名古屋 A L C（清須市） 中北薬品株式会社津島ヘルスサポートセンター（津島市） アルフレッサ株式会社半田支店（半田市） 株式会社スズケン名南物流センター（大府市） 東邦薬品株式会社岡崎営業所（岡崎市） アルフレッサ株式会社豊橋事業所（豊橋市） 中北薬品株式会社豊川センター（豊川市）	別表 1－1 (医薬品) 別表 1－2 (医療機器)
中部衛生材料 協同組合	スズラン株式会社（名古屋市北区） 松前衛生材料株式会社（名古屋市西区） 株式会社エフスリィ（名古屋市西区） オオサキメディカル株式会社中部物流センター（岩倉市） 株式会社長谷川綿行師勝M Dセンター（北名古屋市）	別表 2 (衛生材料)

#### 災害用備蓄医薬品等の備蓄拠点配置図【資料 3】

##### 備蓄品目（医薬品）【別表 1－1】

##### 備蓄品目（医療機器）【別表 1－2】

##### 備蓄品目（衛生材料等）【別表 2】

#### (2) 協定に基づく確保

備蓄拠点のみならず他営業所も含めて、より幅広い種類の医薬品等を災害時に速やかに供給できる体制を確保するため、関係団体と協定を結んでいる。

種類	関係団体	供給する品目
医薬品	愛知県医薬品卸協同組合	左記団体において対応可能な医薬品（医療用及び一般用医薬品）及び関連物品
衛生材料	中部衛生材料協同組合 愛知県医薬品卸協同組合	左記団体において対応可能な衛生材料及び関連物品
医療機器	愛知県医療機器販売業協会 愛知県医薬品卸協同組合 中部衛生材料協同組合	左記団体において対応可能な医療機器及び関連物品

その他医療用ガス及び歯科用品についても、関係団体と協定を結んでいる。

種類	関係団体	供給する品目
医療用ガス	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	左記団体において対応可能な医療用ガス、その他ガス供給機器 (別表3)
歯科用品	東海歯科用品商協同組合愛知県支部	左記団体において対応可能な歯科用医薬品及び歯科用医療機器 (別表4)

### 医療用ガス【別表3】

### 歯科用品【別表4】

## 4 災害時医薬品等の供給体制

本県では、二次医療圏を基本とする各地域で、必要な医薬品等の調達などについてコーディネート機能が発揮できるよう、保健所に「地域災害医療対策会議」を設置、さらに、この二次医療圏ごとの医療提供体制を支援するとともに、圏域を越えて全県的にコーディネートする県レベルでの調整機関として、県災害対策本部に災害医療調整本部を設置する体制を構築している。

この災害医療コーディネート体制のもと、医療機関や医療救護所等が医薬品等に不足を生じ、かつ、平常時の発注先営業所等から医薬品等の供給を受けることができない（連絡が取れない）場合には、市町村を通じて地域災害医療対策会議設置保健所に医薬品等の供給を要請する。

なお、災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）は、地域災害医療対策会議設置保健所に要請する他、D M A T が主導している場合等、D M A T 活動拠点本部を通じたルートで医薬品等の供給を要請することもできる。

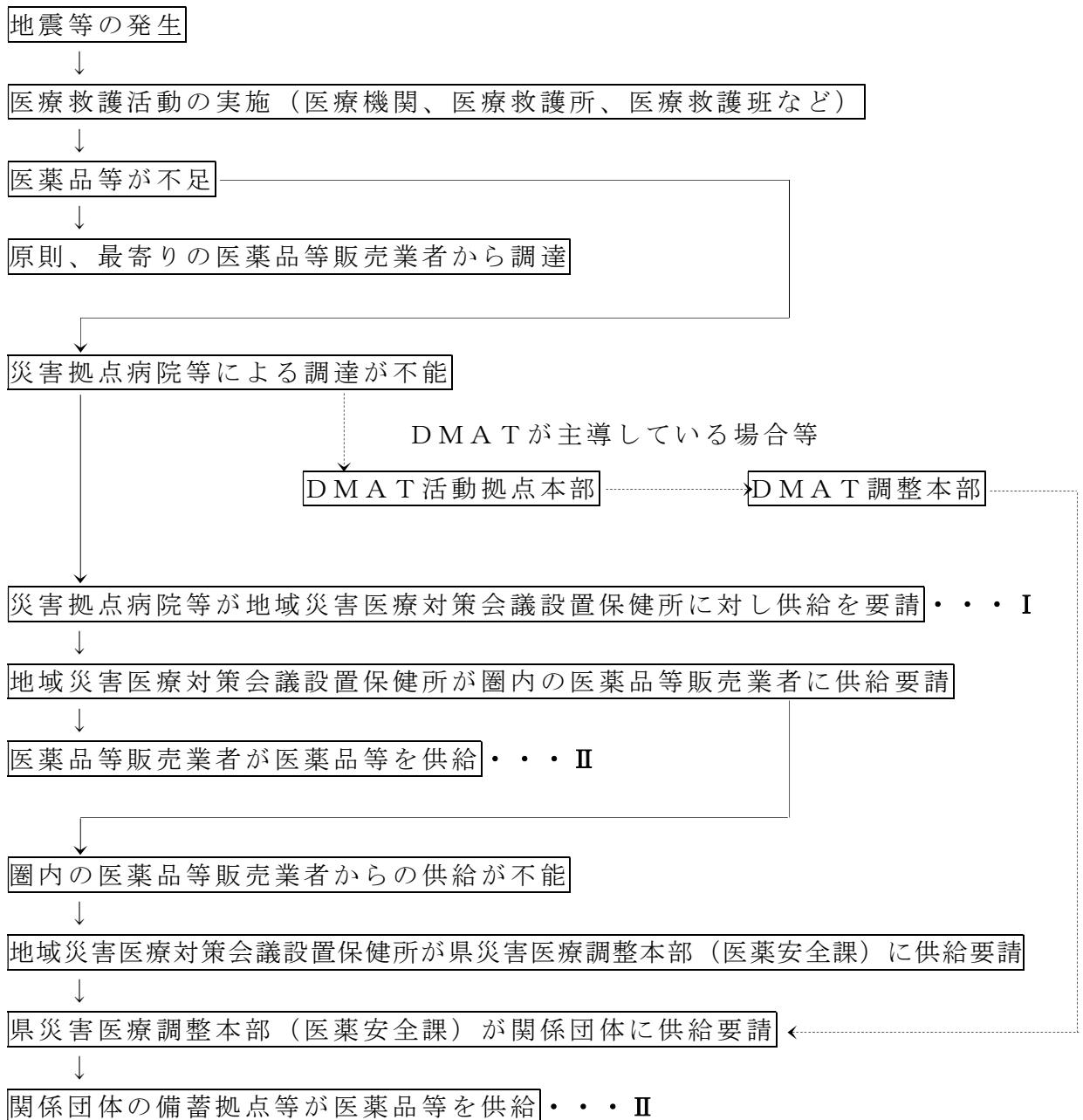
地域災害医療対策会議設置保健所は、医薬安全課と連携し、圏内の医薬品等販売業者に供給を要請する。圏内の医薬品等販売業者からの供給が不能である場合は、県災害医療調整本部（医薬安全課）に供給を要請する。

地域災害医療対策会議設置保健所から要請を受けた県災害医療調整本部（医薬安全課）は、災害薬事コーディネーターの意見を踏まえ、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部、東海歯科用品商協同組合愛知県支部に対し供給を要請する。

医薬品等販売業者、備蓄拠点等は、地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）からの供給要請に基づき、医療救護活動実施機関に対し供給を行う。

## 5 災害時医薬品等の供給手続き

### (1) 医薬品等供給手続き（災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）編）



#### I 災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）による医薬品等の供給要請

災害拠点病院等において医療救護活動に必要な医薬品等が不足した場合は、地域災害医療対策会議設置保健所に対し、様式1を用いて医薬品等の供給要請を行う。

供給要請様式（FAX送受信用）【様式1－1】

供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用）【様式1－2】

(供給要請時の留意点)

- ①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を明示する。
- ②代金の請求先を明示する。
- ③供給要請品目の名称及び数量を記載する。

備蓄品目にあっては、別表5の「セット番号」又は個別の「品名」による。

備蓄品目以外の医薬品等（医療ガス及び歯科用品を含む）は、「品名」による。

適宜、別表1～4に供給要請する品目及び数量を明示し添付することも可。

**備蓄品目（医薬品）【別表1－1】**

**備蓄品目（医療機器）【別表1－2】**

**備蓄品目（衛生材料等）【別表2】**

**医療用ガス【別表3】**

**歯科用品【別表4】**

**災害用医薬品等供給要請セット【別表5】**

なお、災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）は、地域災害医療対策会議設置保健所に要請するルートの他、D M A Tが主導している場合等、D M A T活動拠点本部を通じたルートで医薬品等の供給を要請することもできる。

## II 業者からの医薬品等の供給

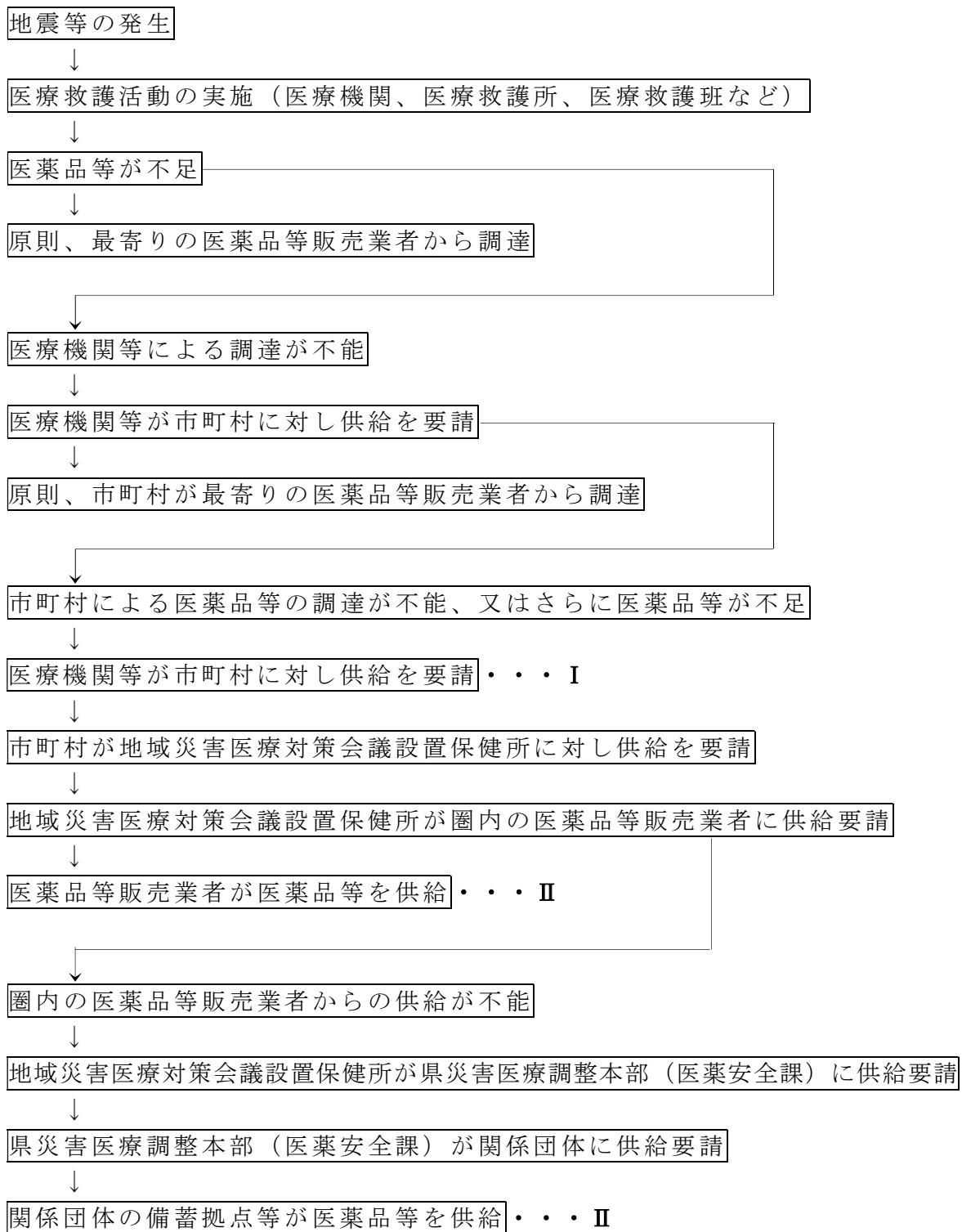
ア 業者から医薬品等の供給を受ける手続き

- ①業者から、輸送された医薬品等と様式2－1を受け取り、受領者は署名する。  
また、業者の納入控（様式2－2）へも署名する。
  - ②納入医薬品等の代金については、業者からIの供給要請時に明示された請求先に対し、請求書に様式2－2を添付して請求される。
  - ③供給を受けた日時、供給医薬品等の品名・数量等について記録する。（災害救助法が適用された場合に必要となる。）
- イ 供給を受けた災害拠点病院等は、医薬品等の需要供給等を逐次、地域災害医療対策会議設置保健所などへ連絡する。

**納入様式（納入先手渡用）【様式2－1】**

**納入様式（業者控え）【様式2－2】**

## (2) 医薬品等供給手続き（医療救護所、医療機関等（(1)を除く）編）



### I 医療機関等による医薬品等の供給要請

医療機関等において医療救護活動に必要な医薬品等が不足した場合は、所轄の市町村の災害対策本部に対し、様式1を用いて医薬品等の供給要請を行う。

**供給要請様式（FAX送受信用）【様式1－1】**

**供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用）【様式1－2】**

(供給要請時の留意点)

- ①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を明示する。
- ②代金の請求先を明示する。
- ③供給要請品目の名称及び数量を記載する。  
備蓄品目にあっては、別表5の「セット番号」又は個別の「品名」による。  
備蓄品目以外の医薬品等（医療ガス及び歯科用品を含む）は、「品名」による。  
適宜、別表1～4に供給要請する品目及び数量を明示し添付することも可。

**備蓄品目（医薬品）【別表1－1】**

**備蓄品目（医療機器）【別表1－2】**

**備蓄品目（衛生材料等）【別表2】**

**医療用ガス【別表3】**

**歯科用品【別表4】**

**災害用医薬品等供給要請セット【別表5】**

## **II 業者からの医薬品等の供給**

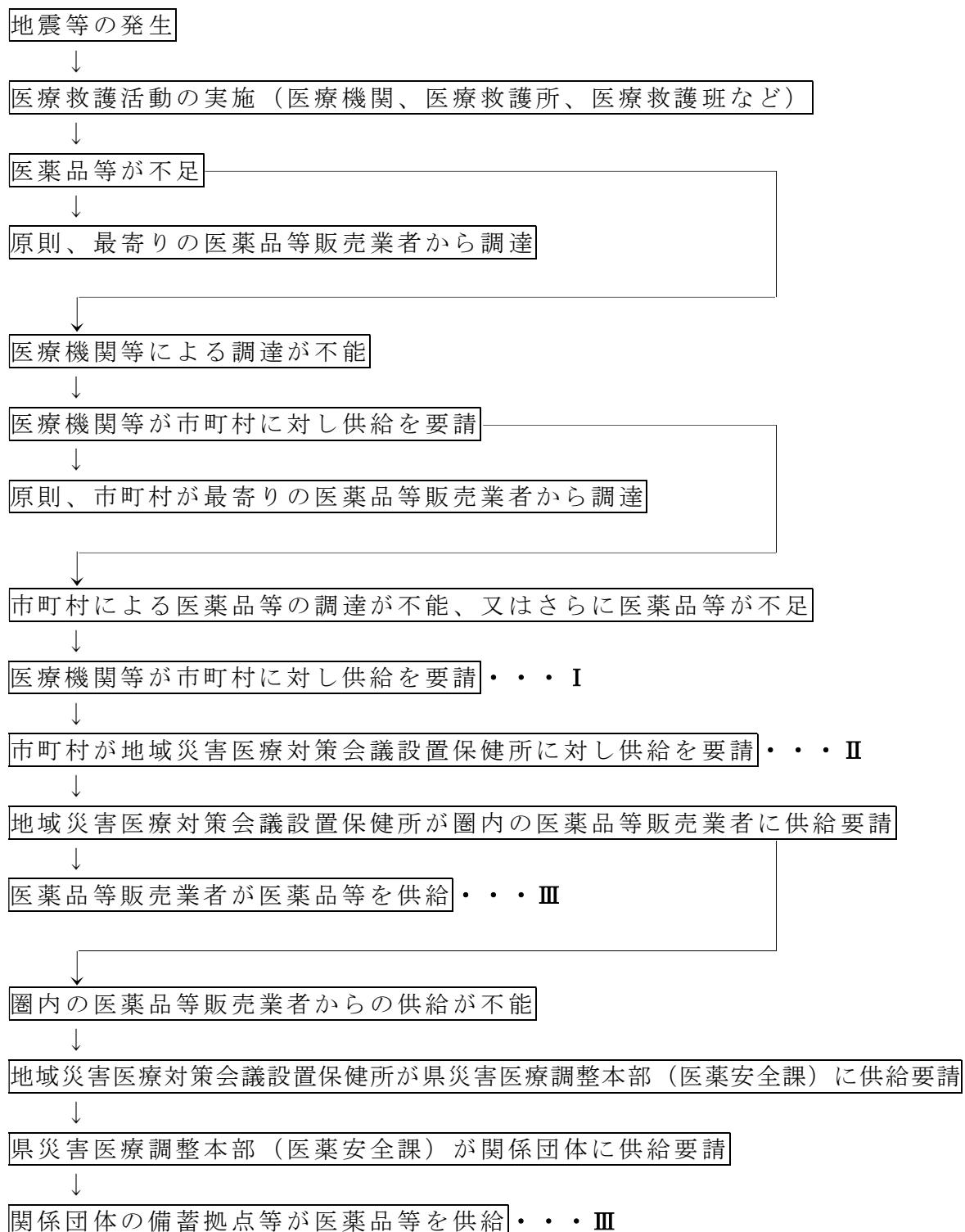
ア 業者から医薬品等の供給を受ける手続き

- ①業者から、輸送された医薬品等と様式2－1を受け取り、受領者は署名する。  
また、業者の納入控（様式2－2）へも署名する。
  - ②納入医薬品等の代金については、業者からIの供給要請時に明示された請求先に対し、請求書に様式2－2を添付して請求される。
  - ③供給を受けた日時、供給医薬品等の品名・数量等について記録する。（災害救助法が適用された場合に必要となる。）
- イ 供給を受けた医療機関等は、医薬品等の需要供給等を逐次、所轄の市町村災害対策本部などへ連絡する。

**納入様式（納入先手渡用）【様式2－1】**

**納入様式（業者控え）【様式2－2】**

### (3) 医薬品等供給手続き（市町村編）



#### I 医療機関等からの医薬品等の供給要請

医薬品の調達については、災害時といえども原則最寄りの医薬品等販売業者の自主的な活動に委ねることとするが、災害の状況等により不足した場合で、かつ、医療機関・医療救護班・医療救護所等から医薬品等の供給要請を受ける場合は、様式1-1又は様式1-2を使用する。

## 供給要請様式（FAX送受信用）【様式1－1】

## 供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用）【様式1－2】

（供給要請時の留意点）

- ①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を明示する。
- ②代金の請求先を明示する。
- ③供給要請品目の名称及び数量を記載する。  
備蓄品目にあっては、別表5の「セット番号」又は個別の「品名」による。  
備蓄品目以外の医薬品等（医療ガス及び歯科用品を含む）は、「品名」による。  
適宜、別表1～4に供給要請する品目及び数量を明示し添付することも可。

### 備蓄品目（医薬品）【別表1－1】

### 備蓄品目（医療機器）【別表1－2】

### 備蓄品目（衛生材料等）【別表2】

### 医療用ガス【別表3】

### 歯科用品【別表4】

### 災害用医薬品等供給要請セット【別表5】

## II 地域災害医療対策会議設置保健所への医薬品等の供給要請

市町村は、様式1－1又は様式1－2により地域災害医療対策会議設置保健所へ医薬品等の供給要請を行う。

市町村から地域災害医療対策会議設置保健所への医薬品等の供給要請は、電話、FAX又は電子メールのいずれかの方法により行う。

## III 業者からの医薬品等の供給

### ア 業者から医薬品等の供給を受ける手続き

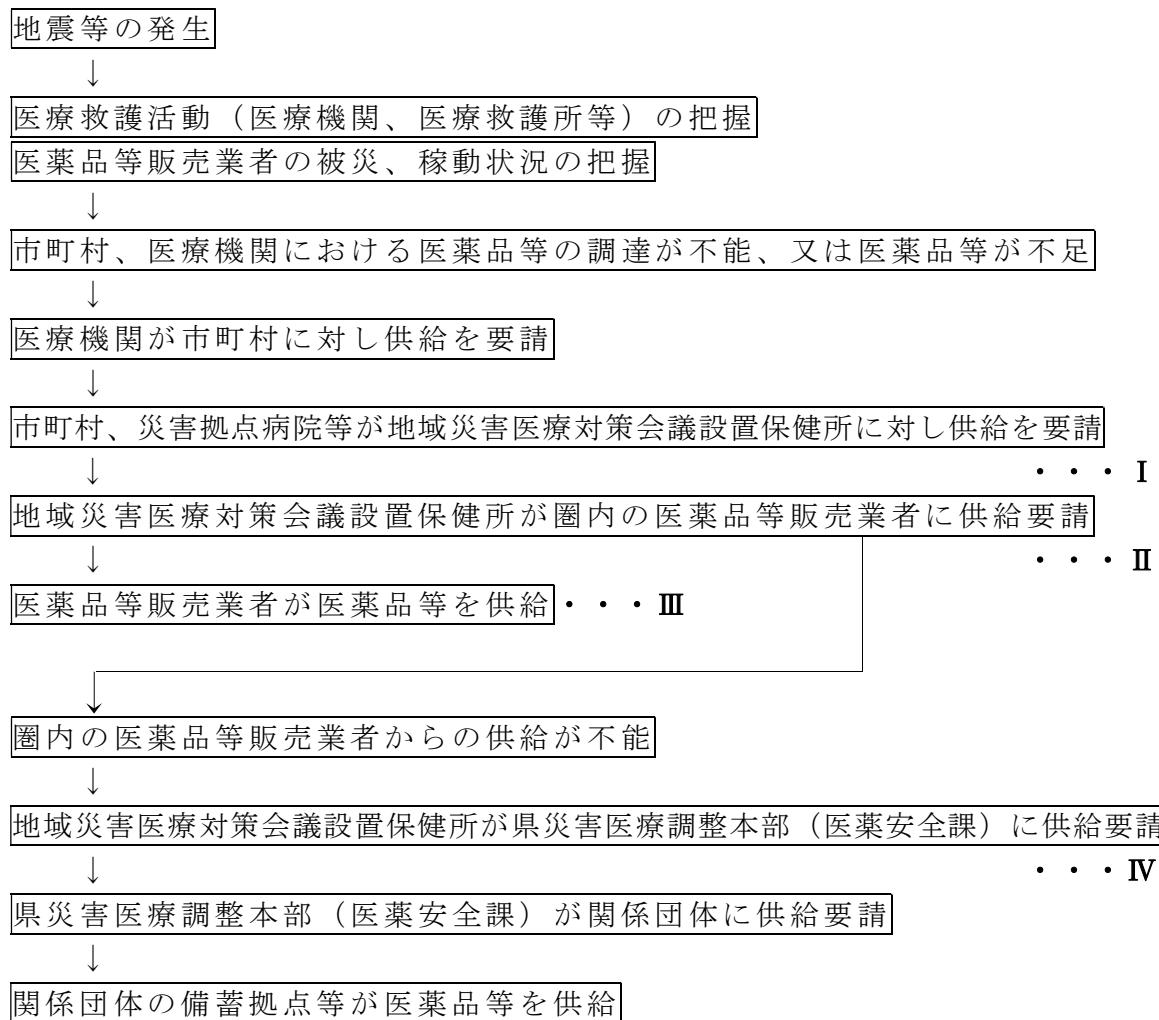
- ①業者から、輸送した医薬品等と様式2－1を受け取り、受領者は署名する。  
また、業者の納入控（様式2－2）へも署名する。  
(※納入先が市町村でない場合は、市町村は納入先に納入を確認する。)
- ②納入医薬品等の代金については、業者からⅡの供給要請時に明示された請求先に対し、請求書に様式2－2を添付して請求される。
- ③市町村は供給を受けた日時、供給医薬品等の品名・数量等について記録する。  
(災害救助法が適用された場合に必要となる。)

イ 供給を受けた市町村は、地区医師会・地区歯科医師会及び医療機関等から市町村内における医薬品等の需要供給を把握しておく。

### 納入様式（納入先手渡用）【様式2－1】

### 納入様式（業者控え）【様式2－2】

#### (4) 医薬品等供給手続き（地域災害医療対策会議設置保健所編）



#### I 市町村、災害拠点病院からの医薬品等の供給要請

- ア 地域災害医療対策会議設置保健所は、圏内の他の保健所と連携の上、圏内の医療機関、医療救護所等における医薬品等の需要供給の把握に努める。
- イ 地域災害医療対策会議設置保健所は、圏内の他の保健所と連携の上、圏内の医薬品等販売業者の被災、稼動状況を確認、把握する。
- ウ 地域災害医療対策会議設置保健所は、市町村、災害拠点病院（DMAT指定医療機関）から医薬品等の供給要請を受ける場合は、様式1-1又は様式1-2を使用する。

供給要請様式（FAX送受信用）【様式1-1】

供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用）【様式1-2】

（供給要請時の留意点）

- ①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を明示する。
- ②代金の請求先を明示する。
- ③供給要請品目の名称及び数量を記載する。

備蓄品目にあっては、別表5の「セット番号」又は個別の「品名」による。  
備蓄品目以外の医薬品等（医療ガス及び歯科用品を含む）は、「品名」による。  
適宜、別表1～4に供給要請する品目及び数量を明示し添付することも可。

備蓄品目（医薬品）【別表1－1】  
備蓄品目（医療機器）【別表1－2】  
備蓄品目（衛生材料等）【別表2】  
医療用ガス【別表3】  
歯科用品【別表4】  
災害用医薬品等供給要請セット【別表5】

## II 医薬品等販売業者への医薬品等の供給要請

地域災害医療対策会議設置保健所は、市町村、災害拠点病院（D M A T 指定医療機関）からの供給要請を受けたら、災害後も稼動している圏内の医薬品等販売業者に、電話、F A X又は電子メールのいずれかの方法で、様式1－1又は様式1－2により医薬品等の供給要請を行う。

なお、医薬安全課と連携しながら、地域災害医療対策会議に設置された災害医療コーディネーターの意見を踏まえて対応する。

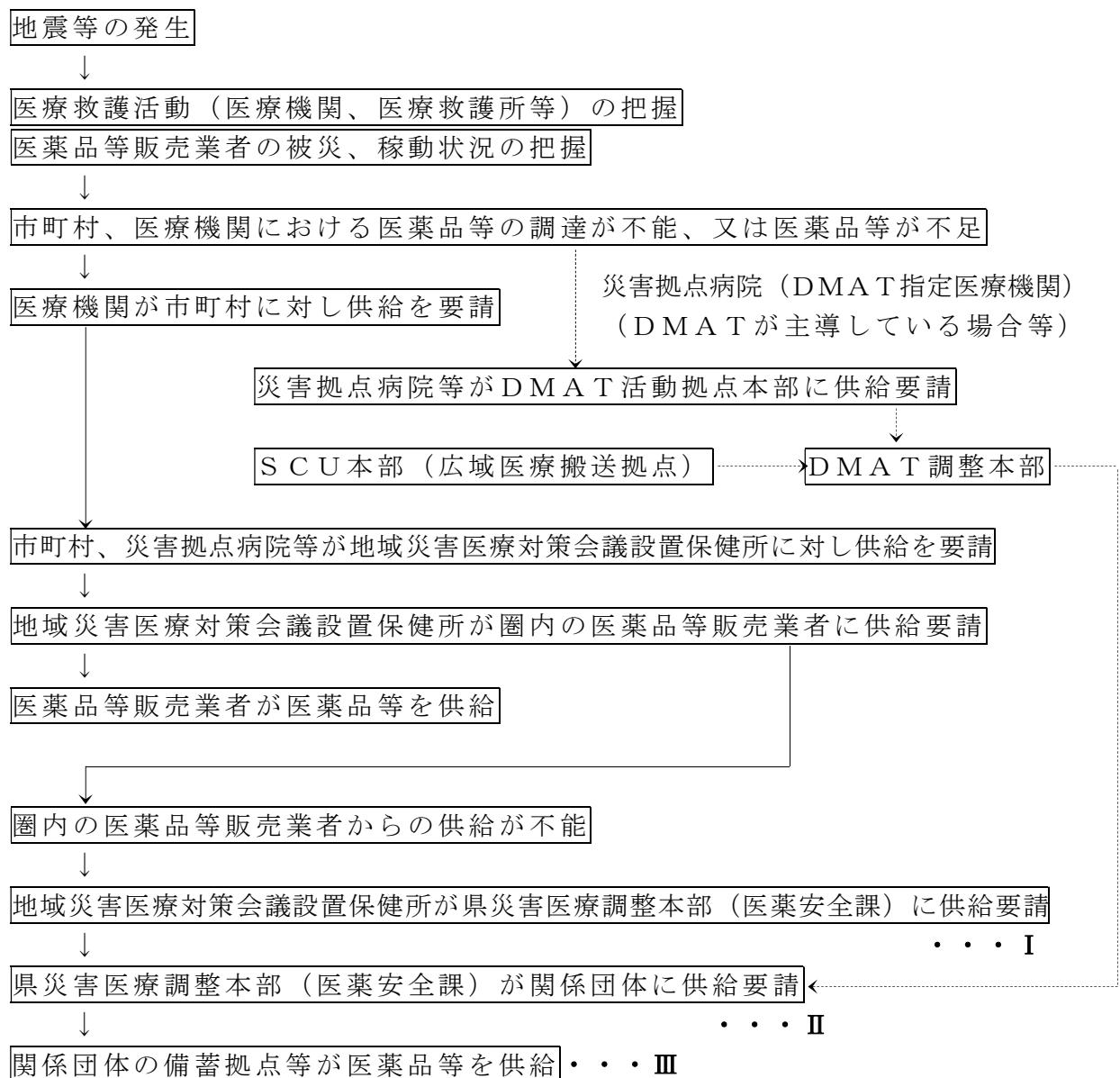
## III 医薬品等販売業者による医薬品等供給後の報告

- ア 地域災害医療対策会議設置保健所の供給要請により納入先に医薬品等を供給した医薬品等販売業者は、納入後に地域災害医療対策会議設置保健所へ供給完了の連絡を行う。
- イ 医薬品等販売業者は、供給後速やかに、様式3により地域災害医療対策会議設置保健所へ報告する。
- ウ 地域災害医療対策会議設置保健所は、医薬品等販売業者から報告された様式3を医薬安全課に送付する。

## IV 県災害医療調整本部（医薬安全課）への医薬品等の供給要請

- ア 地域災害医療対策会議設置保健所は、圏内の医薬品等販売業者からの供給が不能の場合は、県災害医療調整本部（医薬安全課）に、電話、F A X又は電子メールのいずれかの方法で、様式1－1又は様式1－2により医薬品等の供給要請を行う。
- イ 県災害医療調整本部（医薬安全課）は、供給要請した備蓄拠点等から供給完了の連絡があった後、速やかに地域災害医療対策会議設置保健所へ連絡する。

## (5) 医薬品等供給手続き（県災害医療調整本部（医薬安全課）編）



### I 地域災害医療対策会議設置保健所からの医薬品等の供給要請

- ア 県災害医療調整本部（医薬安全課）は、県内の医療機関、医療救護所等における医薬品等の需要供給の把握に努める。
- イ 県災害医療調整本部（医薬安全課）は、県内の備蓄拠点等の被災、稼動状況を確認、把握する。
- ウ 地域災害医療対策会議設置保健所から医薬品等の供給要請を受ける場合は、様式1-1又は様式1-2を使用する。

供給要請様式（FAX送受信用）【様式1-1】

供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用）【様式1-2】

(供給要請時の留意点)

- ①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を明示する。
- ②代金の請求先を明示する。
- ③供給要請品目の名称及び数量を記載する。

備蓄品目にあっては、別表5の「セット番号」又は個別の「品名」による。

備蓄品目以外の医薬品等（医療ガス及び歯科用品を含む）は、「品名」による。  
適宜、別表1～4に供給要請する品目及び数量を明示し添付することも可。

**備蓄品目（医薬品）【別表1－1】**

**備蓄品目（医療機器）【別表1－2】**

**備蓄品目（衛生材料等）【別表2】**

**医療用ガス【別表3】**

**歯科用品【別表4】**

**災害用医薬品等供給要請セット【別表5】**

なお、D M A T活動拠点本部、S C U本部から、D M A T調整本部を通じたルートで医薬品等の供給の要請を受ける場合も上記に準じる。

## II 備蓄拠点等への医薬品等の供給要請

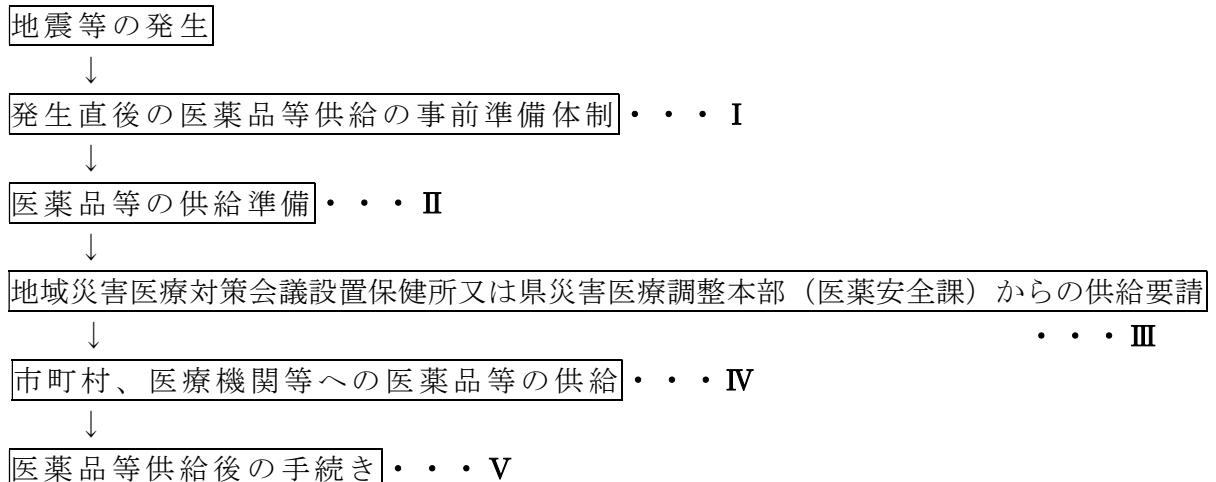
地域災害医療対策会議設置保健所又はD M A T調整本部からの供給要請を受けたら、災害後も稼動している備蓄拠点等に、電話、F A X又は電子メールのいずれかの方法で、様式1－1又は様式1－2により医薬品等の供給要請を行う。

なお、医薬安全課は県災害医療調整本部に設置された災害医療コーディネーター又は災害薬事コーディネーターの意見を踏まえて対応する。

## III 備蓄拠点等による医薬品等供給後の報告

- ア 県災害医療調整本部（医薬安全課）の供給要請により納入先に医薬品等を供給した備蓄拠点等は、納入後に県災害医療調整本部（医薬安全課）へ供給完了の連絡を行う。
- イ 備蓄拠点等は、供給後速やかに、様式3により県災害医療調整本部（医薬安全課）へ報告する。
- ウ 県災害医療調整本部（医薬安全課）は、供給要請した備蓄拠点等から供給完了の連絡があった後、速やかに、地域災害医療対策会議設置保健所又はD M A T調整本部へ連絡する。

## (6) 医薬品等供給手続き（医薬品等販売業者、備蓄拠点編）



### I 医薬品等供給の事前準備体制

県内に「震度6弱以上の地震」が発生した場合、医薬品等販売業者、備蓄拠点にあっては、医薬品等の供給準備の体制を取る。

また、地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）から医薬品等の供給準備体制をとるよう指示を受けた場合も同様とする。

#### <具体的な準備内容>

医薬品等販売業者、備蓄拠点は、地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）から供給指示があった際に直ちに供給できるように次のとおり準備を行う。

- ①備蓄拠点にあっては、あらかじめ、備蓄医薬品等を「セット番号」毎に数セットずつ準備する。
- ②担当者の待機又は連絡体制を準備する。
- ③輸送車両の待機又は手配を行う。
- ④その他（通信設備・非常電源設備等の確保など）

#### <災害による被害状況調査等の調査>

県内に「震度6弱以上の地震」が発生した場合若しくは必要に応じて、災害発生直後に、備蓄拠点に対し県災害医療調整本部（医薬安全課）から被害状況及び卸売業務の稼働状況の調査がある。

なお、備蓄拠点以外の医薬品等販売業者に対しても、必要に応じて保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）から調査がある。

#### <緊急輸送車両の確認申請手続き>

輸送車両について、緊急通行車両の確認申請手続きを管轄の県事務所へ、又は近距離等の事情により最寄りの警察署に申請した方が効果が上がる場合は、最寄りの警察署交通課へ行う。

## II 医薬品等の供給準備

備蓄拠点は、供給にあたり必要な事項について、県災害医療調整本部（医薬安全課）と連絡、協議を行い、必要な指示を受ける。

備蓄拠点以外の医薬品等販売業者は、供給にあたり必要な事項について、地域災害医療対策会議設置保健所と連絡、協議を行い、必要な指示を受ける。

### （協議事項）

- ①輸送車の緊急通行車両確認について
- ②納入先への輸送ルートについて
- ③その他必要事項

### <地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）への連絡事項>

次の場合は、備蓄拠点は県災害医療調整本部（医薬安全課）へ、備蓄拠点以外の医薬品等販売業者は地域災害医療対策会議設置保健所へ直ちに連絡すること。（併せて、その理由又は原因も連絡すること。）

- ①供給指示に応じることができない場合
- ②供給指示に応じるのにかなりの時間がかかる恐れがある場合

## III 地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）からの医薬品等の供給要請

医療救護活動に必要な医薬品等が不足し、市町村、災害拠点病院等から医薬品等の供給要請があった場合、地域災害医療対策会議設置保健所は、圏内の医薬品等販売業者に電話、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、様式1-1又は様式1-2により供給要請を行う。

ただし、地域災害医療対策会議設置保健所は、圏内の医薬品等販売業者からの供給が不能である場合は、県災害医療調整本部（医薬安全課）に供給要請を行う。

地域災害医療対策会議設置保健所、DMA T調整本部から供給要請を受けた県災害医療調整本部（医薬安全課）は、各備蓄拠点等に対し、電話、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、様式1-1又は様式1-2により供給要請を行う。

### 供給要請様式（FAX送受信用）【様式1-1】

### 供給要請様式（電話送受信用、電子メール送信用）【様式1-2】

ア 供給要請を受けた医薬品等販売業者、備蓄拠点は、次の内容について確認する。

- ①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を確認し、輸送ルートを確認する。
- ②代金の請求先を確認する。
- ③要請を受けた医薬品等の品目、数量を確認する。

**備蓄品目（医薬品）【別表1－1】**

**備蓄品目（医療機器）【別表1－2】**

**備蓄品目（衛生材料等）【別表2】**

**医療用ガス【別表3】**

**歯科用品【別表4】**

**災害用医薬品等供給要請セット【別表5】**

イ 供給指示を受けた医薬品等販売業者、備蓄拠点は、医薬品等を選別し、輸送の準備を行う。

#### **IV 市町村、医療機関、ＳＣＵ本部（広域医療搬送拠点）等への医薬品等の供給**

医薬品等販売業者、備蓄拠点は、医薬品等の供給の出発準備ができた場合は、要請を受けた地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）へ連絡の上、納入先へ輸送する。

輸送車が納入先の市町村、医療機関、ＳＣＵ本部（広域医療搬送拠点）等へ到着し、医薬品等を供給する手続きは、次のとおりとする。

- ①輸送車の出発準備ができた、又は出発した直後に、要請を受けた地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）へ連絡する。
- ②指示を受けた納入先に輸送、到着する。
- ③納入先に供給医薬品等を納入り、様式2－1を手渡す。

（日常使用している納品書等を様式2－1に併せて使用しても可）

また、納入時、受領者の署名を様式2－1及び様式2－2にもらう。

- ④署名をもらった様式2－2を持ち帰る。

**納入様式（納入先手渡用）【様式2－1】**

**納入様式（業者控え）【様式2－2】**

#### **V 医薬品等供給後の手続き**

医薬品等の供給後の手続きは、次のとおりとする。

- ①納入先に納入した後、要請を受けた地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）へ供給完了の連絡を行う。
- ②供給後速やかに、様式3により、要請を受けた地域災害医療対策会議設置保健所又は県災害医療調整本部（医薬安全課）に報告する。
- ③供給医薬品等の代金については、様式1で指示された請求先に対し、請求書（医薬品等販売業者が日常使用しているもので可）に様式2－2（供給時に署名をもらったもの）の写しを添付して請求する。
- ④納入日時、供給医薬品等の品名・数量等については、別途記録しておく。

**納入報告様式（県報告）【様式3】**

## 6 県域での調達ができない場合の対応

### (1) 国又は近隣県への供給要請

県災害医療調整本部（医薬安全課）は、県域での医薬品等の調達が不能の場合には、国又は近隣県へ供給を要請する。

### (2) 薬剤師の派遣要請

医薬安全課は、医薬品等集積所（都道府県等から応援物資として送られてくる医薬品等を集積する場所（名古屋空港等）をいう。以下同じ）での業務にあたる薬剤師等の派遣を愛知県薬剤師会に要請する。

### (3) 医薬品等集積所での業務

#### ア 医薬品等の受入れ

他県等から供給を受けた医薬品等は、医薬品等集積所において医薬安全課職員又は医薬安全課が指名した者により受入れる。

なお、受入れる時は、以下の事項を記録する。

- ・受入年月日
- ・供給者の住所、氏名、連絡先
- ・供給品目の名称、数量
- ・無償、有償の別

#### イ 医薬品等の仕分け、在庫管理

愛知県薬剤師会等から派遣された薬剤師等は、医薬品等の仕分け、在庫管理を行う。

#### ウ 市町村等からの要請に応じた供給

医薬安全課職員又は医薬安全課が指名した者は、県災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて市町村等からの供給要請を受け、医薬品等を供給した時は次の事項を記録する。

- ・供給年月日
- ・要請者及び供給先の住所、氏名、連絡先
- ・供給品目の名称、数量

市町村等供給要請した者が輸送車両を確保できない場合は、医薬安全課は県防災局と連携の上、輸送車両を確保する。

#### エ 供給後の報告

要請を受けた医薬品等を供給したら、医薬安全課職員又は医薬安全課が指名した者は、県災害医療調整本部（医薬安全課）に報告する。

### (4) 供給を受けた者による報告

医薬品等の供給を受けた者は、受領後、速やかに県災害医療調整本部（医薬安全課）に報告する。

## 災害時における医薬品等の供給要請ルート及び連絡先

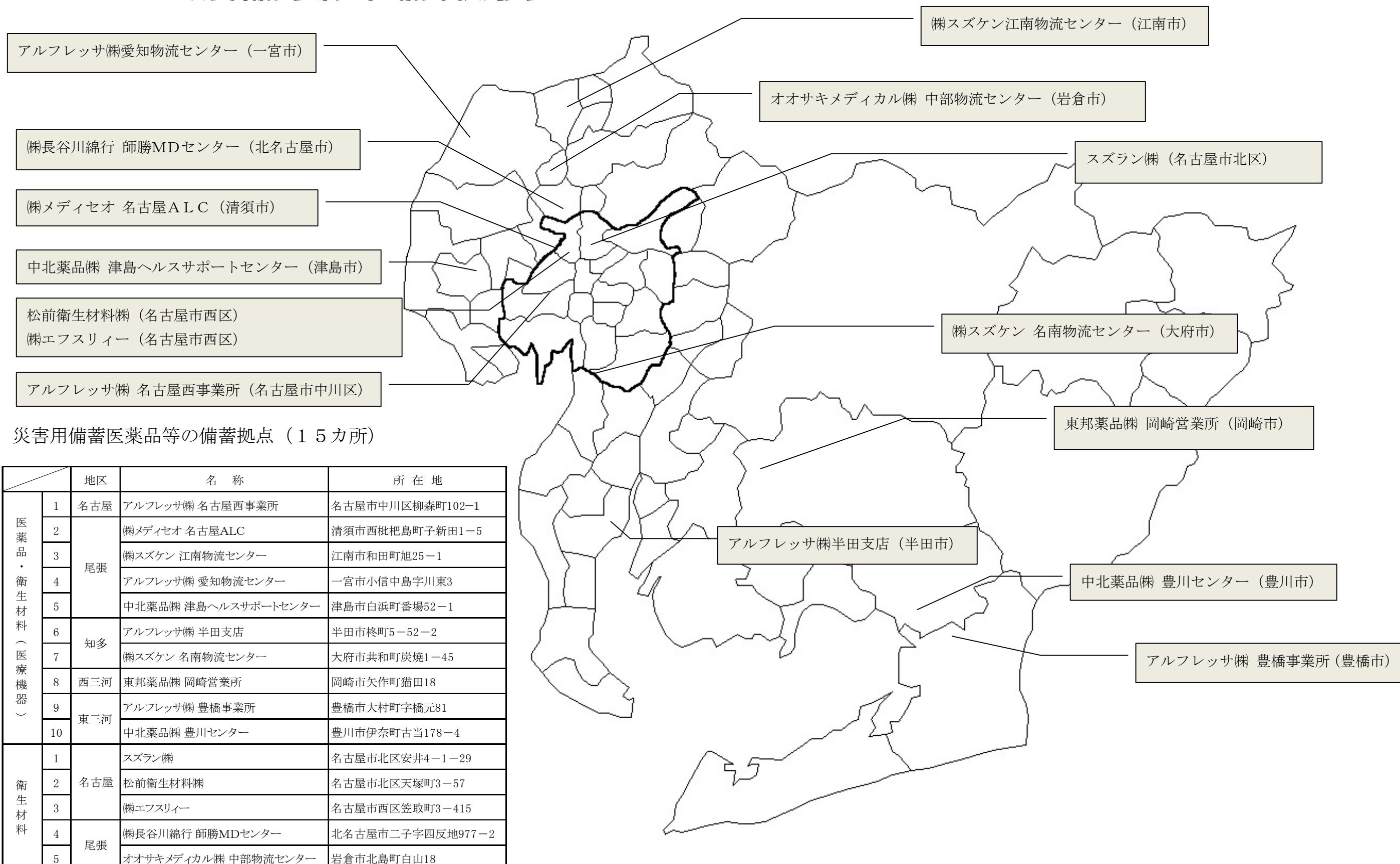


## 二次医療圏別保健所の連絡先一覧

二次医療圏名	区域	保健所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	衛星電話
名古屋医療圏	名古屋市	名古屋市保健医療課※				
海部医療圏	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	津島保健所※	0567-26-4137	0567-28-6891	tsushima-hc@pref.aichi.lg.jp	
尾張中部医療圏	清須市、北名古屋市、豊山町	清須保健所※	052-401-2100	052-401-2113	kiyosu-hc@pref.aichi.lg.jp	
尾張東部医療圏	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	瀬戸保健所※	0561-82-2196	0561-82-9188	seto-hc@pref.aichi.lg.jp	
尾張西部医療圏	一宮市、稻沢市	一宮保健所※	0586-72-0321	0586-24-9325	ichinomiya-hc@pref.aichi.lg.jp	
尾張北部医療圏	春日井市、小牧市	春日井保健所※	0568-31-2188	0568-34-3781	kasugai-hc@pref.aichi.lg.jp	
	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	江南保健所	0587-56-2157	0587-54-5422	konan-hc@pref.aichi.lg.jp	
知多半島医療圏	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	半田保健所※	0569-21-3341	0569-24-7142	handa-hc@pref.aichi.lg.jp	
	常滑市、東海市、大府市、知多市	知多保健所	0562-32-6211	0562-33-7299	chita-hc@pref.aichi.lg.jp	
西三河北部医療圏	豊田市	豊田市保健所	0565-34-6723	0565-31-6320	kenkouseisaku@city.toyota.aichi.jp	
	みよし市	衣浦東部保健所※	0566-21-4778	0566-25-1470	kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp	
西三河南部東医療圏	岡崎市	岡崎市保健所	0564-23-6179	0564-23-5041	hokenseikatsu@city.okazaki.aichi.jp	
	幸田町	西尾保健所※	0563-56-5241	0563-54-6791	nishio-hc@pref.aichi.lg.jp	
西三河南部西医療圏	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	衣浦東部保健所※	0566-21-4778	0566-25-1470	kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp	
	西尾市	西尾保健所	0563-56-5241	0563-54-6791	nishio-hc@pref.aichi.lg.jp	
東三河北部医療圏	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城保健所※	0536-22-2203	0536-23-6358	shinshiro-hc@pref.aichi.lg.jp	
東三河南部医療圏	豊橋市	豊橋市保健所	0532-39-9111	0532-38-0780	kenkouseisaku@city.toyohashi.lg.jp	
	豊川市、蒲郡市、田原市	豊川保健所※	0533-86-3188	0533-89-6758	toyokawa-hc@pref.aichi.lg.jp	

※：2次医療圏ごとの基幹となる保健所（地域災害医療対策会議を設置する保健所）

## 災害用備蓄医薬品等の備蓄拠点配置図



## 災害用医薬品備蓄一覧表

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	備蓄数量	備考
1	全身麻酔剤	チアミラールナトリウム 500mg	注射剤	1V	300	
2		フェノバルビタール 100mg	注射剤	1A	390	
3		ジアゼパム 10mg	注射剤	1A	1,390	
4	催眠鎮静剤・抗不安剤	ミダゾラム 2mL	注射剤	1A	2,050	
5		ジアゼパム 2mg	錠剤	1T	17,600	
6		プロチゾラム 0.25mg	錠剤	1T	46,600	
7		スルビリン注射液 25%1mL	注射剤	1A	1,650	
8		ペンタゾシン 15mg	注射剤	1A	1,540	
9	解熱鎮痛消炎剤	ジクロフェナカナトリウム坐剤 25mg	坐剤	1個	6,850	
10		アセトアミノフェン坐剤 100mg	坐剤	1個	3,100	
11		ロキソプロフェンナトリウム 60mg	錠剤	1T	85,800	
12		リドカイン塩酸塩 2%5mL	注射剤	1A	1,060	
13		リドカイン塩酸塩 1%10mLシリンジ		1本	380	
14	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩 2%30ml	ゼリー	1本	2,670	
15		リドカインスプレー 8%80g	スプレー	1瓶	60	
16	骨格筋弛緩剤	ロクロニウム臭化物 25mg	注射剤	1V	300	
17	鎮けい剤	アトロピン硫酸塩注射液 0.05%1mLシリンジ	注射剤	1本	280	
18		ドバミン塩酸塩 100mg5mL	注射剤	1A	760	
19	強心剤	ドバミン塩酸塩 0.3%200mL		1袋	220	
20		ドブタミン塩酸塩 100mg		1A	660	
21	不整脈用剤	ペラパミル塩酸塩 5mg2mL	注射剤	1A	520	
22	利尿剤	フロセミド 20mg	注射剤	1A	3,580	
23	血圧降下剤	ニカルジピン塩酸塩 2mg2mL	注射剤	1A	220	
24		ニトログリセリン 5mg10mL	注射剤	1A	530	
25		ジルチアゼム塩酸塩 10mg	注射剤	1V	170	
26	血管拡張剤	ニトログリセリン舌下錠 0.3mg	舌下錠	1T	4,200	
27		ニトログリセリン貼付剤 25mg(27mg)	貼付剤	1枚	8,540	
28	その他の循環器官用薬	D-マンニトール 20%300mL	注射剤	1本	150	
29		ポリスチレンスルホン酸ナトリウム(カルシウム) 5g/包	散剤	5g1包	2,520	
30	気管支拡張剤	プロカテロール塩酸塩水和物エアゾール 10 μg	吸入剤	5mL1個	880	
31		アドレナリン注射液 0.1%1mLシリンジ	注射剤	1本	240	
32		ノルアドレナリン注射液 0.1%1mL		1A	2,740	
33	副腎ホルモン剤	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム 100mg	注射剤	1V(A)	120	
34		ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 100mg		1V	1,020	
35		メチルプレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム 125mg	注射剤	1V	280	

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	備蓄数量	備考
36	その他のホルモン剤	ヒトイヌリン(速攻型) 100単位/1mL (10mL)	注射剤	1V	380	
37	外皮用殺菌消毒剤	消毒用エタノール 500ml	液剤	500mL1本	1,790	
38		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.5%500mL	液剤	500mL1本	1,290	
39		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.05%500mL	液剤	500mL1本	1,200	
40		ベンザルコニウム塩化物液 0.05%500mL	液剤	500mL1本	40	
41		ボピドンヨード 10%250mL	液剤	250mL1本	1,230	
42	化膿性疾患用剤	ゲンタマイシン硫酸塩 0.1%1g (10g/本)	軟膏剤	10g1本	1,950	
43		フラジオマイシン硫酸塩 10.8mg 10cm × 10cm (枚)	貼付剤	1枚	2,030	
44	鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤	フルルビプロフェン テープ10cm × 14cm フェルビナク テープ10cm × 14cm インドメタシン テープ10cm × 14cm ジクロフェナクナトリウム テープ10cm × 14cm ロキソプロフェンナトリウム テープ10cm × 14cm	貼付剤	7枚1袋	10,500	
45		ベタメタゾン・ゲンタマイシン軟膏 (5g/本)	軟膏剤	5g1本	3,530	
46	糖類剤	ブドウ糖注射液 5%500mL	注射剤	1袋	3,700	
47		ブドウ糖注射液 50%20mL	注射剤	1A	2,400	
48	血液代用剤	生理食塩液 500mL	注射剤	1袋	2,680	
49		生理食塩液 100mL	注射剤	1本	7,760	
50		乳酸リングル液 500mL	注射剤	1袋	3,600	
51		電解質輸液(維持液) 500mL	注射剤	1袋	5,180	
52	止血剤	トラネキサム酸 10%10mL	注射剤	1A	1,150	
53		スポンゼル (枚)	吸収性スポンジ	1枚(1袋)	150	
54	解毒剤	炭酸水素ナトリウム注射液 7%20mL	注射剤	1A	2,530	
55		炭酸水素ナトリウム注射液 7%250mL		1袋	140	
56	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	セファゾリンナトリウム 1g	注射剤	1V	1,670	
57		セフメタゾールナトリウム 1g		1V	1,070	
58		セファクロルカプセル 250mg	カプセル剤	1cp	7,600	
59		(小児用)セファクロル 100mg/1g	細粒剤	1g	5,000	
60	合成抗菌剤	レボフロキサシン水和物 500mg	注射剤	1V(1袋)	130	
61		レボフロキサシン水和物 500mg	錠剤	1T	7,600	
62	毒素及びトキソイド類	沈降破傷風トキソイド 0.5mL	注射剤	1本	600	
63	血液製剤類	抗破傷風人免疫グロブリン 250国際単位	注射剤	1本	30	
64		乾燥抗破傷風人免疫グロブリン 250国際単位		1本	30	
65	カルシウム剤	塩化カルシウム 2% 20mL	注射剤	1A	100	
66	マグネシウム製剤	硫酸マグネシウム 1mEq/mL 20mL	注射剤	1A	420	
67	溶解剤	注射用水 20mL	注射剤	1A	2,320	
68	眼科用剤	レボフロキサシン水和物 0.5% (本)	点眼用剤	5mL1本	1,460	

## 災害用医療機器備蓄一覧表

番号	分類	品 名	規 格	備蓄数量	備考
1	(医療機器) 輸血・輸液器具	輸液セット(50セット)	静脈針付 中間チューブ TI-U250P07	40	
2		小児輸液セット(50セット)	静脈針なし TK-U200L	10	
3		輸血セット(50セット)	静脈針付 TB-U800L	10	
4		留置針(50本入)	18G SR-OT1851C	10	
5		留置針(50本入)	22G SR-OT2232C	10	
6	(医療機器) 注射用器具	注射器(ディスポ)(100本入)	5ml 22G針付	40	
7		注射器(ディスポ)(100本入)	10ml 21G針付	30	
8		注射器(ディスポ)(50本入)	20ml 針なし	110	
9		注射針(ディスポ)(100本入)	18G	180	
10		注射針(ディスポ)(100本入)	20G	10	
11		インスリン皮下投与用針付シリンジ (84本入)	30G 1mL(100単位)用	10	

## 災害用衛生材料等備蓄一覧表

番号	分類	品名	規格	(規格の目安)	備蓄数量	備考
1	(医療機器) 固定器具	副木	大	2.5cm × 10cm × 81cm 10本入り	100	
2			中	2cm × 8cm × 62cm 10本入り	90	
3			小	2cm × 6cm × 50cm 10本入り	130	
4	(衛生材料) 三角巾	三角巾	大	105cm × 105cm × 150cm	1,890	
5	(衛生材料) 綿球	滅菌綿球	径 1.4cm	径1.4cm10球 × 12袋入	10	
6			径 2cm	径 2cm 10球 × 12袋入	10	
7	(衛生材料) 絆創膏	絆創膏(微小孔付)(12巻入)	2.5cm × 9m		10	
8		絆創膏(紙テープ)(10巻入)	9mm × 10m		100	
9		粘着性伸縮包帯	25mm × 5m	25mm × 5m(12巻入)	170	
10			50mm × 5m	50mm × 5m(6巻入)	580	
11		絆創膏(1巻)	12mm × 5m		30	
12			25mm × 5m		50	
13			50mm × 5m		60	
14		救急絆	S	S 12mm × 55mm(300枚入り)	10	
15			M	M 19mm × 72mm(200枚入り)	60	
16			L	L 25mm～55mm × 72mm(100枚入り)	10	
17	(衛生材料) 包帯	伸縮包帯(10巻入)	5cm × 9m		120	
18			7.5cm × 9m		130	
19			9cm × 9m		70	
20		包帯	4裂反巻(1巻)28cm × 9m		230	
21			5裂反巻(1巻)28cm × 9m		180	
22			6裂反巻(1巻)28cm × 9m		130	
23		網包帯 肘・足・腕用(1巻)		3cm × 20m	20	
24		網包帯 膝・大腿用(1巻)		4cm × 20m	20	
25		網包帯 手用(1巻)		5cm × 20m	10	
26	(衛生材料) 脱脂綿	カット綿	4cm × 4cm 500g		160	
27		カット綿	8cm × 16cm 500g		160	
28	(衛生材料) ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋)	5cm × 5cm	5cm × 5cm 8又は12枚重(1枚袋入100袋)	430	
29			7.5cm × 7.5cm	7.5cm × 7.5cm 8又は12枚重(1枚袋入100袋)	370	
30			10cm × 7.5cm	10cm × 7.5cm 8又は12枚重(1枚袋入100袋)	100	
31		ガーゼ四つ折(300枚1袋)	30cm × 30cm 四つ折		670	
32		ガーゼハツ折(300枚1袋)	30cm × 30cm 八つ折		670	
33	(衛生材料) 綿棒	綿棒 片綿(10袋)		処置用15cm 100本袋入	10	
34	(衛生材料) 油紙	油紙(100枚入)	38cm × 26.5cm		20	
35	(衛生材料) シーツ	防水シーツ(滅菌済)	1m × 1.2m		370	
36	(衛生材料) 手袋	手術用手袋(20双函入)	No.7		50	
37		手術用手袋(20双函入)	No.7.5		50	
38		プラスチック手袋(100枚函入)	Mサイズ		120	
39	(衛生材料) マスク	サージカルマスク(50枚函入)	レギュラーサイズ		190	

## 災害用医療ガス備蓄要請表

番号	品名	規格	供給指示・要請数量		備 考
1	吸入用氣体酸素	(小瓶)1,500L			
2		(小瓶)500L			
3		( L)			
4	医療用亜酸化窒素	(小瓶)7.0kg			
5		(小瓶)2.5kg			
6		( kg)			
7	医療用窒素	(小瓶)1,500L			
8		(小瓶)500L			
9		( L)			
10	医療用二酸化炭素	(小瓶)1,500L			
11		(小瓶)500L			
12		( L)			
13	エチレンオキサイド				
14	一般吸入用呼吸器	呼吸器(減圧弁酸素流量計付)			
15		カニューラ			
16		マスク			

## 災害用歯科用品備蓄要請表

番号	一般的名称	商品名・規格	供給指示・ 要請数量	備 考
1	歯科用歯肉包帯剤	サージカルパックN		
2	歯科用脱脂綿	ポールメン		
3	歯科用表面麻酔剤歯科用	キシロカインポンプスプレー		
4	歯科用浸潤・伝達麻酔剤	キシロカインカートリッジ		
5	歯鏡	歯科用平面ミラー		
6	刃	替刃メス		
7	その他の非吸収性縫合糸	ナイロン製縫合糸		
8	滅菌済プラスチック製縫合糸	滅菌済針付縫合糸		
9	歯科用滅菌済注射針	歯科用注射針		
10	手術用手袋	手術用手袋		
11	歯鏡柄	ミラー ホルダー		
12	歯科用探針及び歯周ポケット探針	片頭エキスプローラー		
13	ピンセット	治療ピンセット		
14	その他の注射器具	浸潤麻酔用カートリッジ		
15	歯科用スプーンエキスカベーター及びチゼル	エキスカベーター		
16	歯科用起子及び剥離子	歯齦剥離子		
17	歯科用てこ及びエレベーター	エレベーター 直、反		
18	鉗子	抜歯鉗子 1.8 10S 21 27 32		
19	鉗子	破骨鉗子		
20	鉗子	新型残根鉗子		
21	やすり	片頭骨やすり 3本組		
22	せん刀	歯肉切除バサミ 直、曲		
23	刀	替刃メス用ホルダー		
24	ピンセット	外科用ピンセット		
25	鉗子	止血鉗子		
26	持針器	持針器		
27	のみ	片頭骨のみ 3本組		
28	つち	外科用マレット		
29	開孔器	開口器		
30	縫合糸	縫合針		
31	(雑品)	外科用バット		
32		のう盆		
33		ローラーコットン		

## 災害用医薬品等供給要請セット

## Aセット(注射薬)&lt;50人分&gt;

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	数量	備考
3	催眠鎮静剤・抗不安剤	ジアゼパム 10mg	注射剤	10A	5	
8	解熱鎮痛消炎剤	ペンタゾシン 15mg	注射剤	10A	5	
12	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩 2%5mL	注射剤	10A	1	
13		リドカイン塩酸塩 1%10mLシリンジ		10本	1	
17	鎮けい剤	アトロピン硫酸塩注射液 0.05%1mLシリンジ	注射剤	10本	2	
18	強心剤	ドバミン塩酸塩 100mg5mL	注射剤	10A		
19		ドバミン塩酸塩 0.3%200mL		10袋	1	
20		ドブタミン塩酸塩 100mg		10A		
22	利尿剤	フロセミド 20mg	注射剤	10A	2	
31	副腎ホルモン剤	アドレナリン注射液 0.1%1mLシリンジ	注射剤	10本	2	
33		ヒドロコルチゾンリソ酸エステルナトリウム 100mg	注射剤	10V(A)		
34		ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 100mg		5V	5	
35		メチルプレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム 125mg		5V		
49	血液代用剤	生理食塩液 100mL	注射剤	10本	5	
52	止血剤	トラネキサム酸 10%10mL	注射剤	10A	5	
56	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	セファゾリンナトリウム 1g	注射剤	10V	5	
57		セフメタゾールナトリウム 1g		10V	5	

## Bセット(輸液)&lt;50人分&gt;

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	数量	備考
46	糖類剤	ブドウ糖注射液 5%500mL	注射剤	20袋	1	
48	血液代用剤	生理食塩液 500mL	注射剤	20袋	1	
50		乳酸リングル液 500mL	注射剤	20袋	1	
51		電解質輸液(維持液) 500mL	注射剤	20袋	1	

## Cセット(内用・外用薬)&lt;50人分&gt;

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	数量	備考
9	解熱鎮痛消炎剤	ジクロフェナクナトリウム坐剤 25mg	坐剤	50個	1	
10		アセトアミノフェン坐剤 100mg	坐剤	50個	1	
11		ロキソプロフェンナトリウム 60mg	錠剤	100T	5	
14	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩 2%30ml	ゼリー	5本	1	
15		リドカインスプレー 8%80g	スプレー	1瓶	1	
26	血管拡張剤	ニトログリセリン舌下錠 0.3mg	舌下錠	100T	1	
27		ニトログリセリン貼付剤 25mg(27mg)	貼付剤	140枚	1	
42	化膿性疾患用剤	ゲンタマイシン硫酸塩 0.1%1g (10g/本)	軟膏剤	10本	2	
43		フラジオマイシン硫酸塩 10.8mg 10cm×10cm (枚)	貼付剤	10枚	5	
44	鎮痛・鎮痺・収斂・消炎剤	フルルビプロフェン テープ10cm×14cm フルルビナク テープ10cm×14cm インドメタシン テープ10cm×14cm ジクロフェナクナトリウム テープ10cm×14cm ロキソプロフェンナトリウム テープ10cm×14cm	貼付剤	70枚	2	
45		ベタメタゾン・ゲンタマイシン軟膏 (5g/本)	軟膏剤	10本	2	
53	止血剤	スポンゼル (枚)	吸収性スポンジ	3(5)枚	3	
58	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	セファクロルカプセル 250mg	カプセル剤	100cp	3	
59		(小児用)セファクロル 100mg/1g	細粒剤	100g	1	
61	合成抗菌剤	レボフロキサシン水和物 500mg	錠剤	50T	2	
68	眼科用剤	レボフロキサシン水和物 0.5% (本)	点眼用剤	5本	1	

## Dセット(消毒薬)&lt;50人分&gt;

番号	薬効分類	製剤名又は品名	剤型	規格単位	数量	備考
37	外皮用殺菌消毒剤	消毒用エタノール 500ml	液剤	1本	2	
38		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.5%500mL	液剤	1本	2	
39		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.05%500mL	液剤	1本	2	
41		ポビドンヨード 10%250mL	液剤	1本	2	

Eセット(注射器) <50人分>

番号	分類	品 名	規 格	数量	備考
6	(医療機器) 注射用器具	注射器(ディスポ)(100本入)	5ml 22G針付	1	
7		注射器(ディスポ)(100本入)	10ml 21G針付	1	
8		注射器(ディスポ)(50本入)	20ml 針なし	1	
9		注射針(ディスポ)(100本入)	18G	1	

Fセット(輸血、輸液器具) <50人分>

番号	分類	品 名	規 格	数量	備考
1	(医療機器) 輸血・輸液器具	輸液セット(50セット)	静脈針付 中間チューブ TI-U250P07	1	
2		小児輸液セット(50セット)	静脈針なし TK-U200L	1	
3		輸血セット(50セット)	静脈針付 TB-U800L	1	
4		留置針(50本入)	18G SR-OT1851C	1	
5		留置針(50本入)	22G SR-OT2232C	1	

Gセット(固定器具、衛生材料) <50人分>

番号	分類	品 名	規格(目安)	数量	備考
1	(医療機器) 固定器具	副木	大(2.5cm × 10cm × 81cm 10本入り)	1	
2			中(2cm × 8cm × 62cm 10本入り)	1	
3			小(2cm × 6cm × 50cm 10本入り)	1	
4	(衛生材料) 三角巾	三角巾	大(105cm × 105cm × 150cm)	20	
5	(衛生材料) 綿球	滅菌綿球	径1.4cm(10球 × 12袋入)	2	
6			径 2cm(10球 × 12袋入)		
7	(衛生材料) 絆創膏	絆創膏(微小孔付)(12巻入)	2.5cm × 9m	1	
8		絆創膏(紙テープ)(10巻入)	9mm × 10m	1	
15		救急絆	M(19mm × 72mm(200枚入り))	1	
17	(衛生材料) 包帯	伸縮包帯(10巻入)	5cm × 9m	1	
18			7.5cm × 9m	1	
19			9cm × 9m		
20		包帯	4裂反巻(1巻)28cm × 9m	1	
22			6裂反巻(1巻)28cm × 9m	1	
23	(衛生材料) 網包帯	網包帯 肘・足・腕用(1巻)	(3cm × 20m)	1	
25		網包帯 手用(1巻)	(5cm × 20m)	1	
26	(衛生材料) 脱脂綿	カット綿	4cm × 4cm 500g	1	
29	(衛生材料) ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋)	7.5cm × 7.5cm(8又は12枚重(1枚袋入100袋))	10	
30			10cm × 7.5cm(8又は12枚重(1枚袋入100袋))		
38	(衛生材料) 手袋	プラスチック手袋(100枚函入)	Mサイズ	1	
39	(衛生材料) マスク	サージカルマスク(50枚函入)	レギュラーサイズ	1	

様式 1-1 (FAX送受信用)

A

(発信) 年 月 日 時 分
(発信医療機関名)
TEL ( ) FAX ( )

⇒  
要請

(受信) 月 日 時 分
宛先 市町村長様

B

(発信) 年 月 日 時 分
(発信市町村名又は災害拠点病院名)
TEL ( ) FAX ( )

⇒  
要請

(受信) 月 日 時 分
宛先 保健所 (地域災害医療対策会議) 殿

C①

(発信) 年 月 日 時 分
(発信保健所名)
携帯 TEL FAX

⇒  
要請

(受信) 月 日 時 分
宛先 医薬品等販売業者 様

C② (※①が不能の場合)

(発信) 年 月 日 時 分
(発信保健所名)
携帯 TEL FAX

⇒  
要請

(受信) 月 日 時 分
宛先 県災害医療調整本部 (医薬安全課)

D

(発信) 年 月 日 時 分
(発信) 愛知県災害医療調整本部 (愛知県健康福祉部保健医療局医薬安全課) 携帯 090-8677-0102 TEL 052-954-6303 FAX 052-953-7149

⇒  
要請

(受信) 月 日 時 分
宛先 医薬品・衛生材料 医療ガス・医療機器 歯科材料 様

次のとおり、医薬品等の供給を要請・指示します。

納入先	名称			
	所在地			
	連絡先	( )	担当者	
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他( )			
供給要請医薬品等	品目名称 (備蓄品目にあってはセット番号、又は個別の品名)		数量	備考

(供給要請時の留意点)

①納入先（名称、所在地、連絡先、担当者名）を明示する。

②代金の請求先を明示する。

③供給要請品目の名称及び数量を記載する。

備蓄品目にあっては、別表5の「セット番号」又は個別の「品名」による。

備蓄品目以外の医薬品等（医療ガス及び歯科用品を含む）は、「品名」による。

適宜、別表1～4に供給要請する品目及び数量を明示し添付することも可。

## 様式 1-2 (電話送受信用)

発信者 氏名	TEL ( ) FAX ( )	受信日時 午前・午後	平成 年 月 日 時 分		
		受信者			

## 医薬品等の供給要請内容

納入先	名称			
	所在地			
	連絡先	( )	担当者	
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ( )			
供給要請医薬品等	品目名称 (備蓄品目にあってはセット番号、又は個別の品名)	数量	備考	

処理状況	月 日 時 分 ～要請・指示済み	担当者
------	---------------------	-----

件名：医薬品等の供給要請内容

納入先の名称：

納入先所在地：

納入先担当者：

納入先連絡先：(電話・FAX・メールアドレス等)

代金請求区分：

供給要請医薬品等：

(セット番号 又は 医薬品等の品名) , (数量) , (備考(必要に応じて記入))

<以下、繰り返し>

発信元の名称：

発信元所在地：

発信元担当者：

発信元連絡先：(電話・FAX・メールアドレス等)

※様式 1-1、様式 1-2（電話送受信用）を適宜使用することについては、差し支えない

## 様式 2-1 (納入先手渡用)

&lt; I 票 &gt;

宛 先	様
-----	---

納 入 日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
納 入 業 者 名	TEL ( )

次のとおり、医薬品等を納入します。

納 入 先	名 称			
	所 在 地			
	連絡先	( )	担当者	
代 金 請 求 区 分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ( )			
供 給 要 請 医 薬 品 等	品 目 名 称 (備蓄品目にあってはセット番号、又は個別の品名)	数 量	備 考	

受 領 者 署 名	( 月 日 時 分)
--------------	------------

納 入 担 当 者	
--------------	--

## 様式2-2(業者控え)

&lt;II票&gt;

宛 先	様	納入日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		納 入 業 者 名	TEL ( )

次のとおり、医薬品等を納入します。

受領先	名 称			
	所在地			
	連絡先	( )	担当者	
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ( )			
供給要請医薬品等	品 目 名 称 (備蓄品目にあってはセット番号、又は個別の品名)	数 量	備 考	

受領者署名	( 月 日 時 分)	納 入 担当者	
-------	------------	------------	--

## 様式3（県報告用）

&lt;III票&gt;

平成 年 月 日

愛知県知事殿

納入業者 住所

氏名

次のとおり、医薬品等を納入しました。

受領先	名称			
	所在地			
	連絡先	( )	担当者	
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他( )			
供給要請医薬品等	品目名称 (備蓄品目にあってはセット番号、又は個別の品名)	数量	備考	

受領者 署名	(月 日 時 分)	納入 担当者	
-----------	-----------	-----------	--

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県健康福祉部保健医療局医薬安全課  
電話 052-954-6303  
ファクシミリ 052-953-7149  
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp  
URL <http://www.pref.aichi.jp>